

令和6年11月20日14時00分  
近 畿 地 方 整 備 局

## 「近畿地区用地対策連絡協議会 60 周年記念講演会」の開催について

昭和39年4月に発足しました「近畿地区用地対策連絡協議会」は、令和6年4月をもって60周年を迎えました。

これを記念しまして、近畿地区土地政策推進連携協議会との共催で、記念講演会を開催します。

■ 日 時：令和6年11月27日（水） 13時00分 ～ 17時10分

■ 会 場：大手前合同庁舎1階共用会議室 （大阪府中央区大手前3-1-41）

■ 内 容：プログラムは以下のとおり。

【講演①】「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）について」  
2025年日本国際博覧会協会 理事・副事務総長 東川 直正

【講演②】「ビッグデータで見る不動産市場の未来  
-高騰するマンション価格と増殖する空き家-」  
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科 教授 清水 千弘

【講演③】「測量 DX を支えるセンシング機器」  
公益社団法人日本測量協会会員 株式会社かんこう 空間情報部 山本 泰樹

【講演④】「これからの起業者支援の取組み」  
一般社団法人日本補償コンサルタント協会近畿支部 副支部長 武田正典

■ 取 材：取材希望の関係者の方は、別紙を参照のうえ、11月26日（火）12時00分までに『[kkcr-syouchi@mlit.go.jp](mailto:kkcr-syouchi@mlit.go.jp)』まで、メールにてお申し込みください。

※近畿地区用地対策連絡協議会（事務局：国土交通省近畿地方整備局）

近畿地区における公共事業の用地取得に関する損失補償基準の運用の調整及び用地取得計画の調整並びに用地補償に関する調査、研究、広報等の共同活動を行い、もって公共用地の取得と公共事業の円滑な推進に寄与することを目的として、昭和39年に設立。

会員：近畿地区に存する国の機関、独立行政法人、特殊会社、府県（指定都市を含む）、これらに準ずる者、その他理事会の推薦する者

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ ・ 大手前記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方整備局 （近畿地区用地対策連絡協議会事務局）

用地部 用地補償課長 松本 晋一 （内線4811）

建設専門官 山本 亜都士 （内線4753）

TEL：06-6942-1141（代表）

## 1. 取材申し込みについて

当日取材を希望される方は近畿地方整備局用地部用地補償課までメールにて事前申し込みをお願いいたします。

(1) 申込期日：令和6年11月26日（火）12時00分

申込先（メールアドレス）：kkk-syouchi@mlit.go.jp

(2) 以下の事項をメールに記載願います。

①件名：【取材希望】近畿地区用地対策連絡協議会60周年記念講演会

②会社名及び部署名

③取材者の役職、氏名（ふりがな）（※取材者全員分）

④連絡先（電話、メールアドレス）（※代表者1名）

## 2. 留意事項

- ・現地では職員の指示に従ってください。
- ・取材中は自社腕章を掲示の上取材してください。

### ○近畿地区用地対策連絡協議会の概要

- 本会は、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の趣旨に鑑み、近畿地区における公共事業の用地取得に関する損失補償基準の運用の調整及び用地取得計画の調整並びに用地補償に関する調査、研究、広報等の共同活動を行い、もって公共用地の取得と公共事業の円滑な推進に寄与することを目的として、昭和40年に設立された組織です。
- 本会の会員は、近畿地区に存する国の機関、独立行政法人、特殊会社、府県（指定都市を含む）、これらに準ずる者、その他理事会の推薦する者となっています。
- 本会は、上記の目的を達成するために次の活動を行います。
  - (1)公共用地の取得に関する損失補償基準の運用について、相互の連絡調整を図るとともに用地事務に関する共同調査研究を行うこと
  - (2)総合的な用地取得計画の調整を図り、用地補償に関する広報宣伝活動を行うこと
  - (3)用地補償に関する刊行物の編集及び刊行に関すること
  - (4)用地補償に関する研究会等の開催に関すること
  - (5)別に定める表彰規程により表彰を行うこと
  - (6)その他本会の目的達成のため必要な事業を行うこと

### ○近畿地区土地政策推進連携協議会の概要

- 「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」において決定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」を踏まえ、全国10地区において、地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体等からなる「所有者不明土地連携協議会」が平成31年に設置されました。  
令和4年に、構成員を拡大し活動内容を土地政策全般へと広げて、新たに「土地政策推進連携協議会」として発展的に改組しました。
- 本会では、所有者不明土地法の円滑な施行、関係諸制度の周知や活用の支援、用地業務のノウハウの提供・共有、地籍調査の推進といった土地に関するテーマを広く取り扱いながら、所有者不明土地問題を始めた土地に関する課題解決や地域づくりに取り組む地方公共団体を支援していきます。
- 本会の構成員は、近畿地方整備局、地方法務局、地方財務局などの国の地方機関、都道府県、政令市、関係士業団体、不動産関係団体等です。  
また、本会の準構成員は、近畿地方整備局管轄区域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の市町村となっています。

## 構 成

### 中央用地対策連絡協議会

構成: 国土交通省、農林水産省、電気事業連合会、水資源機構等中央省庁等27会員  
(会長: 国土交通省大臣官房土地政策審議官  
事務局: 不動産・建設経済局土地政策課公共用地室)  
目的: 公共用地の取得に関し、会員相互間の連絡調整を行い、公共用地取得の適正化と円滑化に寄与する。

指導助言・  
連絡調整

### 近畿地区用地対策連絡協議会

構成: 国、府県・政令指定市、鉄道会社、公社等、  
近畿地区の公共事業者42会員  
(会長: 近畿地方整備局長)  
(事務局: 近畿地方整備局用地部)  
目的: 用地取得に関する損失補償基準の運用の  
調整及び用地取得計画の調整、用地補償に  
関する調査、研究、広報等の共通活動により、  
公共用地取得の適正化と円滑化に寄与する。

連  
合

### 用地対策連絡会全国協議会

構成: 各地区用地対策連絡協議会  
(事務局: 関東地方整備局用地部)  
目的: 公共用地取得促進のため調査・研究  
等、各種損失補償基準等の運用及び  
損失補償算定標準書等について、全  
国統一方針を検討

連絡調整

### 各府県用地対策連絡協議会

構成: 府県における公共事業施行者(市町村等)

国土交通省近畿地方整備局  
 会 長：近畿地方整備局長  
 常任理事：近畿地方整備局用地部長  
 事務局：用地部用地補償課  
 農林水産省近畿農政局  
 国土交通省近畿地方整備局港湾空港部  
 防衛省近畿中部防衛局  
 国土交通省大阪航空局  
 独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社  
 独立行政法人都市再生機構西日本支社  
 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
 北陸新幹線建設局  
 阪神高速道路（株）  
 西日本高速道路（株）関西支社  
 関西エアポート（株）  
 日本貨物鉄道（株）  
 福井県  
 滋賀県  
 京都府  
 大阪府  
 兵庫県  
 奈良県  
 和歌山県

京都市  
 大阪市  
 堺市  
 神戸市  
 豊中市  
 滋賀県土地開発公社  
 京都府土地開発公社  
 大阪府土地開発公社  
 兵庫県土地開発公社  
 奈良県土地開発公社  
 和歌山県土地開発公社  
 関西電力（株）  
 関西電力送配電（株）  
 北陸電力（株）  
 北陸電力送配電（株）福井支社  
 電源開発（株）水力発電部西日本支店  
 西日本旅客鉄道（株）大阪工事事務所  
 近畿日本鉄道（株）  
 南海電気鉄道（株）  
 阪急電鉄（株）  
 京阪電気鉄道（株）  
 阪神電気鉄道（株）  
 関西高速鉄道（株）

